



ひだまり

第38号

平成29年9月発行

～いしかり農業委員会だより～



平成29年4月 新規就農
角野亮太さん・飛鳥さんと子供たち（厚田区望来）

本号の内容

- | | |
|------------------|-----------|
| 農業委員を紹介します | ・・・ページ1～2 |
| 農業委員会で決まったこと | ・・・ページ3 |
| こんなときは農業委員会へ | ・・・ページ4 |
| 農業者年金に加入しましょう！ | ・・・ページ5 |
| 全国農業新聞の購読申込みについて | ・・・ページ5 |
| 編集後記 | ・・・ページ5 |

農業委員を紹介します

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、本年6月、市議会の同意を経て、市長から農業委員として18名の方々が任命されました。

平成32年7月19日までを任期とし、担い手への農地の集積や地域農業の振興など、農業者の公的代表組織として活動します。

石狩市農業委員会委員をご紹介します。(敬称略)



[役職]
議席番号・氏名



会長
18番 須藤 義春



会長職務代理者
1番 木村 武彦



2番 久慈 貞子



3番 袴田 勝



4番 羽田 美智代



5番 山下 孝夫



6番 笹森 克春



7番 西村 尚司



8番 赤山 義孝



9番 平野 隆夫



10番 成田 和彦



11番 小林 卓也



12番 小笠原 英史



13番 小池 裕明



14番 宮北 義雄



15番 熊倉 塚



16番 酒井 志津子



17番 三枝 豊



○農地調整協議会

農用地等の利用に関して審議または調査します

会 長	西 村 尚 司
副会 長	赤 山 義 孝
委 員	久 慈 貞 子
委 員	山 下 孝 夫
委 員	笹 森 克 春
委 員	平 野 隆 夫
委 員	熊 倉 塚 豊
委 員	三 枝

○農業振興協議会

農業の振興に関して審議または調査します

会 長	宮 北 義 雄
副会 長	袴 田 勝
委 員	羽 田 美 智 代
委 員	成 田 和 彦
委 員	小 林 卓 也
委 員	小 笠 原 英 史
委 員	小 池 裕 明
委 員	酒 井 志 津 子

私はこの度、会長の重責を担うこととなりました。微力ではありますが、これから3年間、新農業委員とともに、石狩市の農業振興のため、全力を傾注して参る所存であります。

皆様ご承知のとおり、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員は、選挙制度による選出方法が廃止されました。石狩市におきましては、公募を経て18名が石狩市議会の同意を得まして、新たに市長から任命されたところです。

さて、農業を取り巻く環境は、依然厳しい状況であります。アメリカの離脱によってなお混迷を深めているTPP、さらにFTAをはじめとして自由貿易化へと傾倒しようとしていることなどから、農産物に対する関税削減・撤廃への圧力がさらに強化されていくことが心配されます。

こうした背景のもと、農業委員会での活動は、担い手への農地利用集積の促進、農地の利用状況調査による遊休農地の発生防止・解消、新規就農の促進等により一層取り組んでいかなければなりません。

そのためにも、私たち農業委員は、農業者の代表であることの自覚を持ち、すべての委員の力を結集し、より一層の団結をもって、石狩農業の課題に取り組んでいきたいと思っております。

今後とも、皆様のご協力をお願い申し上げます。

石狩市農業委員会
会長 須藤 義春



農業委員会で決まったこと

農業委員会では毎月1回総会を行っています。
今回、平成28年12月から平成29年6月に行われた総会での決定事項をお知らせします。

◆第31回総会 平成28年12月22日

農地法3条の3第1項の規定による届出	9件	農用地利用集積計画案(利用権設定)	36件
農地法18条第6項の規定による通知	10件	農地法5条の規定による許可申請	1件
農地法3条第1項の規定による許可申請(賃借権)	1件	石狩市農業振興地域整備計画の変更	1件
農用地利用集積計画案(所有権移転)	1件	荒廃農地の現況調査	27件

◆第32回総会 平成29年1月27日

農地法3条の3第1項の規定による届出	2件	農用地利用集積計画案(所有権移転)	1件
農地法18条第6項の規定による通知	1件	農用地利用集積計画案(利用権設定)	15件
農地法3条第1項の規定による許可申請(賃借権)	1件	特定農地貸付承認申請	1件

◆第33回総会 平成29年2月23日

農地法3条の3第1項の規定による届出	2件	農地法3条第1項の規定による許可申請(賃借権)	20件
農地法18条第6項の規定による通知	28件	農用地利用集積計画案(利用権設定)	12件
農地法3条第1項の規定による許可申請(所有権)の取下げ	1件	農用地利用配分計画案	4件

◆第34回総会 平成29年3月23日

農地法18条第6項の規定による通知	6件	農用地利用配分計画案	2件
農業委員会事務局職員の任免(会長専決)	2件	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し	
農地法3条第1項の規定による許可申請(所有権)	2件	平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)	
農地法3条第1項の規定による許可申請(賃借権および使用貸借による権利)	4件		
農用地利用集積計画案(利用権設定)	18件		

◆第35回総会 平成29年4月21日

農地法3条の3第1項の規定による届出	1件	農地法3条第1項の規定による許可申請(賃借権)	2件
農地法6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告	8件	農用地利用集積計画案(所有権移転)	5件
農地法18条第6項の規定による通知	2件	農用地利用集積計画案(利用権設定)	7件
現況証明願い(会長専決)	1件	農用地利用配分計画案	2件
農地法3条第1項の規定による許可申請(所有権)	1件	農地法5条の規定による許可申請	1件

◆第36回総会 平成29年5月25日

農地法3条の3第1項の規定による届出	1件	農用地利用配分計画案	1件
農地法18条第6項の規定による通知	1件	現況証明願い	1件
農地法3条第1項の規定による許可申請(賃借権)	13件	平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)	
農用地利用集積計画案(所有権移転)	2件		
農用地利用集積計画案(利用権設定)	4件		

◆第37回総会 平成29年6月22日

農地法3条の3第1項の規定による届出	1件	農地法3条第1項の規定による許可申請(賃借権)	7件
農地法5条に係る農地転用許可後の工事完了報告	1件	農用地利用集積計画案(利用権設定)	5件
農地法18条第6項の規定による通知	3件	農地法5条の規定による許可申請	2件
現況証明願い(会長専決)	1件	現況証明願い	1件
農地法3条第1項の規定による許可申請(所有権)	1件		

こんなときは農業委員会へ



◆農地の売買や貸し借りをしたいとき

農地の売買や貸し借りをする場合は農業委員会の許可が必要です！

- ①農地法（第3条）による場合 → 双方の話し合いで売買価格や賃借料を決め、農業委員会に申請してください。
・貸し借りの場合は期間が切れても自動的に契約が継続されます。
- ②農業経営基盤強化促進法による場合 → 「農地利用集積計画＊」を農業委員会が許可し、市が公告すると賃借や売買ができます。
・売買の場合、請求すると、農業委員会が代わりに所有権移転登記手続きをします。
・貸し借りの場合は期間が切れると継続手続きが必要です。

＊農地利用集積計画……意欲のある地域農業の担い手へ農地を結びつけていくため、市が認める計画です。

申請から許可まで約1か月かかります。

◆農地を農地以外に使いたいとき（農地転用）

農地を農地以外に使いたい場合は農業委員会の許可が必要です！

例：農業用倉庫を建てる、駐車場や作業場をつくる、
農地所有者以外の方が農地を借りて農地以外のものにするなど。

面積により、国または道が許可しますが、まず農業委員会で審査します。

農地の無断転用は違法です！！

→個人で最高300万円・法人で1億円の罰金に処される場合があります。

申請から許可まで約2か月かかります。

◆農地の地目を変更するとき（現況証明）

地目変更(非農地)登記をする場合、現況証明願いの申請が必要になります。

印鑑・登記簿・手数料を持参のうえ、当事務局に申請してください。現地調査を行った後、農地か非農地か判定いたします。ただし、農地と判定された場合は地目変更できません。

申請から証明書発行まで約2か月かかります。

◆各種証明について

農業の制度資金や交付金を受ける場合、証明書が必要になります。

例：農業経営証明・耕作証明

印鑑・手数料を持参のうえ、当事務局に申請してください。

◆農地を相続した時

農地を相続した場合、農業委員会に届け出が必要になります。

相続登記が終了次第、印鑑・登記簿持参のうえ、当事務局に届け出てください。



「農業者年金」に加入しましょう！

「農業者年金」は農業者の老後安定・福祉向上を図る、積立方式確定拠出型の年金です。
農業者年金には様々なメリットがあります！

- ①積み立て方式で少子高齢時代に強い
- ②保険料の額は自由に決められます
- ③80歳まで保証付の終身年金
- ④保険料は全額、所得税の社会保険料控除の対象
- ⑤意欲ある担い手は国から助成をうけることができます

詳しくは農業委員会事務局、JA窓口へおたずねください。

※年金受給者が亡くなられた場合には届出が必要です。農業委員会事務局、JA窓口までご連絡ください。

全国農業新聞の購読申し込みについて



全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙であり、経営とくらしに役立つ新聞として高い評価を受けています。この機会に購読してみませんか？

全国農業新聞の購読の申し込みは農業委員会で受け付けています。お電話（0133-72-3147）等でお申し込み、また気軽にお問い合わせください。

- ◆毎週金曜日発行
- ◆購読料は月額700円（年間8,400円）

編集後記

7月に農業委員会委員の改選があり、従来の選挙ではなく、市長による任命制へと変わりました。今回の記事では、新委員の紹介のほか、農地の売買や貸し借りに必要となる手続き等について、掲載いたしました。詳しくは、地域の農業委員や農業委員会にお問い合わせください。

農業委員会だより「ひだまり」では、今後とも、皆様に身近で必要な情報・記事を掲載していきたいと考えておりますので、ご意見などをお寄せください。

今年後半は天候に恵まれ、笑顔で豊穡の秋を迎えられることを願いたいと思います。

編集委員 笹森克春

ひだまり編集委員紹介

- ◆ 笹森 克春 委員
- ◆ 小池 裕明 委員
- ◆ 三枝 豊 委員 の3名です

「皆さんからのご意見お待ちしております！」

農業委員会事務局職員紹介

平成29年4月1日付けで人事異動がありました

- ・ 事務局長 百井 宏己
- ・ 事務局次長 吉井 重正
- ・ 農地振興担当主査 浅野 貴雄
- ・ 同 主任 村上 勝美
- ・ 同 主任 横澤 緑

編集・発行 石狩市農業委員会事務局

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30-2 市役所3F
TEL 0133-72-3147 FAX 0133-72-3540